

郡山市養育支援訪問事業実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 9 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 1 月 18 日一部改正
令和 6 年 3 月 25 日一部改正
[こども部こども家庭課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、養育者の心身の健康の維持及び児童の福祉向上を図ることを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 5 項に規定する養育支援訪問事業（以下「訪問事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項について定める。

(支援の対象)

第 2 条 訪問事業の対象となる家庭は、市内に住民登録を有し居住する者で、法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等のうち、次の各号に定めるいずれかの家庭に属する家庭とする。

- (1) 若年の妊婦や妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭
- (2) 母親が出産後間もない時期で、育児ストレスや産後うつ等の問題により、子育てに対し不安や孤立感を抱えているなど、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭
- (3) 食事や衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭
- (4) 児童が一時保護解除後又は児童養護施設等退所後にあり、家庭復帰等のための自立に向けたアフターケアが必要な家庭

2 前項の規定にかかわらず、市内に住民登録を有しないが居住する者であっても配偶者からの暴力等特別な事情があると認めた場合は、派遣対象者としてすることができる。

(支援の内容)

第 3 条 訪問事業が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦に対する出産後の育児に関する指導・相談
- (2) 母親が出産後間もない時期の育児に関する指導・相談
- (3) 未熟児や多胎児等の育児に関する指導・相談
- (4) 養育者の身体的・精神的不調状態に対する指導・相談
- (5) 若年の養育者に対する育児の指導・相談
- (6) 児童が一時保護解除後又は児童養護施設等退所後にあり、家庭復帰等のための自立に向けたアフターケアが必要な家庭に対する育児の指導・相談

(中核機関)

第 4 条 雇児発 0529 第 33 号局長通知に規定する中核機関をこども部こども家庭課とする。

2 中核機関は、訪問事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 養育困難家庭に関する情報の収集及び調査
- (2) 前号により把握した内容に基づく対象者の決定及び支援計画の立案

(支援員)

第5条 第3条に規定する支援を行うため、市長は、助産師、保健師、看護師、保育士等から支援員を派遣する。

(支援員の業務内容)

第6条 支援員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する情報の収集及び調査に当たり、中核機関が必要と判断した場合に、当該家庭の現在の状況を把握するための訪問調査を行うこと。
- (2) 第4条第2項第2号に規定する支援計画の立案に当たり、中核機関が必要と判断した場合に、立案作業へ参加すること。
- (3) 訪問に当たり、対象者との連絡及び調整を行うこと。
- (4) 訪問後の中核機関への報告及び今後の支援計画を立案するために中核機関が行う検証作業へ参加すること。

(訪問の決定)

第7条 市長は、訪問を決定したときは、郡山市育児家庭訪問事業支援員派遣通知書（第7号様式）により、支援員に通知するものとする。

(個人情報保護)

第8条 当事業を実施するに当たっては、派遣の記録の漏洩を防止するとともに、支援員には守秘義務を課す等、関係法令を遵守すること。支援員がその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(郡山市産後ヘルパー派遣事業実施要綱の廃止)
- 2 郡山市産後ヘルパー派遣事業実施要綱は、廃止する。
附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

郡山市育児家庭訪問事業支援員派遣通知書

年 月 日

様

郡山市長



下記の家庭について、別添「支援計画」に基づき、訪問指導をお願いいたします。

記

	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
世帯構成					
現住所				電話番号	